

2016年12月31日以前にソニー銀行とお取引を開始したお客さまへ 「居住地国に関する届出書」のご提出のお願い

2017年1月1日に租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、実特法）が一部改正・施行されたことに伴い、2016年12月31日以前にソニー銀行とお取引を開始し、居住地国に関する届出書をご提出していないかたが表1のお取引を行う場合、**任意で届出書のご提出をお願いしています。任意届出書をご提出する場合は、表2の本人確認書類（居住地国確認書類）をご提出ください。**

ソニー銀行はお客さまよりご提出いただいた届出書および本人確認書類の内容を確認し、金融口座情報を国税庁に報告することが義務付けられています。実特法に関する詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

表1 届出書（オンライン手続含む）の提出が必要となるお取引例（*）

1. 居住地国の変更（国外への住所変更、国内への住所変更）
2. 新規口座開設
3. 投資信託総合口座、特定口座の開設
4. 外国為替証拠金取引（FX）の口座開設
5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の新規お申込
6. デジタル証券のお申込
7. 届出書の納税者番号について「居住地国名は納税者番号を発行する国ですが、私は保有していません。」を選択したお客さまで納税者番号の発行がされた場合

（*）届出書の不備や未届けとなっているお客さまは、ソニー銀行から再提出をお願いする場合があります。

表2 本人確認書類（居住地国確認書類）

- ・発行日をご提出日から6ヶ月以内の書類または有効期限内の書類
- ・居住地国が海外の場合は、海外住所などが確認できる書類
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（原本）
- ・印鑑登録証明書（原本）
- ・個人番号カードの表面（コピー）
- ・各種健康保険証または各種福祉手帳（コピー/保険証は現住所を記入しコピーをしてください）
- ・運転免許証（おもて面・うら面のコピー）
- ・国税もしくは地方税の領収証書、納税証明書または社会保険料の領収証書（コピー）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（おもて面・うら面のコピー）
- ・官公署（日本国政府の承認した外国政府または権限ある国際機関を含む）から発行され、または発給された書類その他これらに類するもの（原本）

米国へのご転居および米国籍、米国永住権をお持ちのかたなどは、「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に関する書類についてもご提出ください。

ご不明な点がある場合はウェブサイトをご確認ください。

ソニー銀行 カスタマーセンター <https://sonybank.jp/inquiry/cs/>



本人確認書類貼付台紙（居住地国の届出（任意）提出用）

発送日	(西暦) 年 月 日						
お名前							
口座番号							

本人確認書類（おもて）コピー	のりしろ
ご注意とお願い ・本台紙に本人確認書類を貼付し、お送りした返信用封筒でご返送ください。 ・本人確認書類が貼付スペースよりも大きいサイズの場合、貼付せずに本台紙・本人確認書類を同封ください。	
本人確認書類（うら）コピー	のりしろ

銀行使用欄

SPA	Salesforce	承認	登録	受付

宛名ラベル

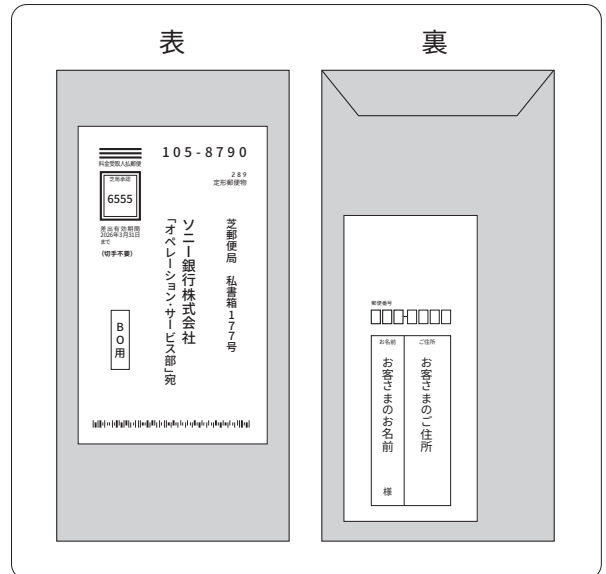
宛名ラベルを貼付した場合、郵便料金はソニー銀行が負担します（封筒はお客さまにてご用意ください）。
ご注意に従って、正しいご利用をお願いします。

ご注意

- ・本宛名ラベルのご利用は、各種届出書・依頼書などをソニー銀行に送る場合に限りです。
- ・ソニー銀行は、お客さまに封筒に貼付する宛名用紙の印刷を委託します。
- ・サイズ変更をせず、白い紙に等倍で印刷してください。
- ・キリトリ線にそって裁断してください。
- ・定形封筒に、切取った宛名ラベルがはがれないようにしっかりと糊付けしてください。
- ・封筒の裏面に、お客さまのお名前、ご住所をご記入ください。

※第三者への譲渡、改ざん、不正使用などを禁止します。

貼付例



キリトリ					
 料金受取人払郵便 芝局承認 6555 差出有効期間 2026年3月31日 まで (切手不要) BO用 105-8790 289 定形郵便物 芝郵便局 私書箱177号 ソニー銀行株式会社 「オペレーション・サービス部」宛 	郵便番号 □□□-□□□□ <table border="1"><thead><tr><th>お名前</th><th>ご住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>様</td><td></td></tr></tbody></table>	お名前	ご住所	様	
お名前	ご住所				
様					